

資料 1

第 1 回条例について話し合う 100 人委員会 議事録・要約版

日時：平成 22 年 3 月 30 日（火）18：00～21：30

場所：与野本町コミュニティセンター

1. 開会 条例についての説明（宗澤さん） 資料をもとに説明

2. 議題 グループ討議・全体発表 各グループで話し合った内容について発表。
体験に基づく差別事例について

行政

- ・区による対応の違いを解消すべき。

制度

- ・移動支援への制限。 ・介助サービスの制限。
- ・精神障害者への施策の不足。精神障害者への交通機関割引がほしい。
- ・手帳サービスの谷間の問題。難病、発達障害は認定されず、福祉サービスが受けられない。

福祉サービス

- ・ガイドヘルパー、介護の時間の制限。
- ・福祉施設における障害者の人権問題。

医療

- ・精神科病院における人権侵害。行動の自由。外出の自由の制限。
- ・聴覚障害者への配慮不足。検査時の指示が音声のみ。 ・発達障害者への受診拒否。
- ・精神障害者への医療提供。納得のいく治療が受けにくい。産婦人科受診時の差別。
- ・医療と福祉が分断されていることによる課題。 ・医師、病院の配慮不足。

教育

- ・インクルーシブ教育。統合教育の大切さ。障害のある子、ない子を分けず、一緒に教育を受け、交流することが必要。
- ・障害があるため学校に行けなかった。 ・普通学級に行くために戦わなければいけなかった。
- ・特別支援学級が少なく、遠方に通わざるを得ない。地域とのかかわりも希薄化。
- ・教育における障害者問題の取り扱い時間が少ない。
- ・入試における障壁。点字対応等の配慮がない。
- ・教師による心ない発言。無理解。 ・行事の際に心ない対応をされた。

就労

- ・就労後の社会支援が必要。トラブルが発生し、リストラされても、実態が分からない。
- ・職場における人権侵害、いじめ。勤務時間の申請を減らされる。お金や携帯を勝手に使われる等。
- ・事業者、雇用者側の障害者への理解不足。 ・障害者の良さを生かす環境づくりを。

情報

- ・聴覚障害と視覚障害を併せ持つ方への情報提供の課題。
- ・手話通訳者の不足。利用の制限。災害情報、市政選挙などの情報格差の課題。

生活

- ・賃貸拒否。 ・盲導犬の入店拒否。
- ・バリアフリー、インフラの課題。道端の電柱、道の不整備、トイレ等。
- ・災害時、緊急時の不安。聴覚障害者のコミュニケーションにおける課題。(事故時、エレベーター内等)筆談できない方、読めない方もいる。手話通訳の保障を。119 番に FAX しても反応がない。
- ・聴覚障害者の生活における課題。飲食店の注文時のトラブル。旅行の参加拒否。電話帳、宅配便の不在票、交番不在時等に FAX 対応がないことによる障壁。
- ・知的障害者。親の代理申請手続きの煩雑さ。銀行手続きでも別室対応などの配慮を。

交通

- ・車椅子利用での不自由。電車になかなか乗れない。ステップバスがあるが、道路が不整備。車椅子専用駐車場にセーフティーコーンが置かれていて不便。ただ、ないと一般の方に駐車されてしまう。駅の階段昇降具が使われていない。
- ・タクシー運転手の偏見、差別。盲導犬の乗車拒否。
- ・バリアが解消されてきた。ただ、昔は人に頼んで何とか解決してきた。心の問題も大切。

その他

- ・学校教育、医療、行政に携わる人の無理解。
- ・自閉症、アスペルガーへの無理解。 ・知的障害者への不適切な対応。
- ・障害をお互いに理解し合うことが大事。
- ・聴覚障害は見た目では理解しづらい。コミュニケーションの工夫がほしい。
- ・内部障害、精神障害も見た目ではわからない。ただ、情報開示への抵抗もある。
- ・差別は心の問題。現実を知らないことから始まっている。自分自身とまわり両方を変えることが今後必要。
- ・病気をわかってくれる仲間を地域につくることが大切。
- ・精神障害者への社会的偏見。マスコミの報道による誤解。
- ・中途障害。立ち直るのに10年かかった。今でも地域の方と壁を感じる。

条例に対する要望、期待について

一般市民の理解を深める。市民への巻き込み。プロセスを共有したい。障害者からの情報発信も大事。

障害者間の理解を深める。困っていること、差別されていると思うことの中身が違う。擦り合わせを丁寧に。

何を盛りこむべきかイメージが湧かない。ノーマライゼーションはわかりづらい。

理念法ではなく、実現可能な内容に。実践力を伴ったものに。

分かりやすい内容に。生活が豊かになったと実感が持てるものに。

条例をつくって終わりにせず、積み上げていけるようにしたい。

条例を障害者だけのものではなく、みんなのものに。共に暮らしていく。心のバリアをなくす。

障害のない人もいつだって障害を持つ可能性がある。みんなが普通に当たり前で暮らせるさいたま市を。

障害のある人、ない人、高齢者、子ども、みんながその人らしく暮らせるように。「障害者に優しくしなければならない」という決まりになってしまうと意味が違う。

憲法に保障された人権の普遍的な価値を市民みんなが条例を通して確認できるようにしたい。

差別禁止が盛り込まれなければこの条例の意味がない。ここを核に。誰がみてもおかしいものはなくしていく。

個別具体的な権利も条例の中で明らかにしたい。インクルーシブ教育。緊急時の障害者への情報格差の解消。バリアフリー化の推進。

ライスステージに応じた福祉サービスの提供。等。

障害のある方が一般就労できるよう、一般企業に働きかけていくような文言を条例に盛りこみたい。福祉分野だけでなく、医療、就労、教育などあらゆる分野を含め、横断的な内容に。

閉会 司会まとめ（宗澤さん）

次回で話し合うこと 100人委員会の議論をふまえ、次の条例検討専門委員会で検討し、提示する。今後の見通し 第3回の条例検討専門委員会資料として提示した。条例制定 WEB 又は、障害福祉課まで。